

一般社団法人 気仙沼市住みよさ創造機構 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1条 当法人は、一般社団法人 気仙沼市住みよさ創造機構と称する。

(事務所)

第 2条 当法人は、主たる事務所を宮城県気仙沼市に置く。

(目 的)

第 3条 当法人は、気仙沼市震災復興計画および気仙沼市震災復興市民委員会提言に則し、震災復興に資する内外の様々な支援を活用し、産学官民が一体となって、気仙沼市（以下、当市と言う）の住みよさの改善と創造につながるプロジェクトの企画、立案と事業化の検討を支援することを目的とする。

(事 業)

第 4条 当法人は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 当市の経済・社会・文化・教育・福祉・医療等あらゆる分野における「住みよさ創造」のための調査研究、その実現に資する計画立案および事業化を推進する事業
- (2) 地域資源活用型産業の創出、省エネ・創エネの推進等、スロー&スマートな地域社会の実現に資する事業
- (3) 地域住民のコミュニケーション、健康、福祉を増進するソーシャルビジネス、コミュニティビジネスの創造に資する事業
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員 等

(会 員)

第 6条 当法人の会員は、次の通りとする。但し、本条第1号に定める運営会員に限り、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 運営会員 設立時社員、設立後は当法人の運営振興に必要と理事会が判断し承認した各種法人・非営利団体・協同組合・同連合会等の事業者または個人および教養専門職者として資質及び見識を有する個人とし、主に当法人の運営にあたる。
- (2) 会 員 当法人の目的に賛同し、会員として入会を希望した法人、個人およびその他の団体で、理事会において承認された者。詳細は別に（会員規約）定める。

(入 会)

第 7条 運営会員、会員として入会しようとする者は、それぞれ所定の申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 その他入会に関する事項は、当法人会員規約に定める。

(会員の権利)

- 第 8 条 運営会員は、本定款に定めるものの他、当法人の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。尚、会員の権利は別に定める。
- 2 会員は、当法人に会費を通じて資金支援をすると同時に、当市の住み良さ改善のための具体的な仕組みや事業を提案する権利を有する。

(会員の義務)

- 第 9 条 運営会員は、本定款およびその他の規定を遵守し、各種会議、行事に出席する等、当法人の目的達成に必要な義務を負う。
- 2 会員は、当市の住みよさ改善のための具体的な仕組みや事業を提案し、プロジェクトとして推進することによって当法人の目的達成に寄与する。
 - 3 運営会員および会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第 10 条 運営会員および会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 1年以上会費の納入を怠ったとき。
 - (3) 個人が死亡、若しくは失踪宣言を受け、または会員である法人及び団体等が消滅したとき。
 - (4) 破産または成年被後見人若しくは被保佐人になったとき。
 - (5) 除名されたとき。
 - (6) 総運営会員が同意したとき。

(退 会)

- 第 11 条 当法人を退会しようとする者は、その年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。
- 2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、退会しようとする会員にやむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除 名)

- 第 12 条 運営会員が次の各号の一に該当するときは総会において、総運営会員の半数以上であって、出席運営会員の3分の2以上の議決により、その運営会員を除名することができる。
- (1) 当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的遂行に反する行為をしたとき。
 - (2) 当法人の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
 - (3) その他会員として適当で無いと認められるとき。
- 2 前項の規定により運営会員を除名しようとするときは、その会員に総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をし、除名の決議を行う総会において、弁明する機会を与えなければならない。
 - 3 会員が第1項各号の一に該当するときは理事会の決議により、当該会員を除名することができる。
 - 4 除名が決議されたときには、当該会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第13条 運営会員および会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 2 当法人は運営会員および会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(総会の構成)

- 第14条 総会は、全ての運営会員をもって構成する。

(総会の種類)

- 第15条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。
- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎事業年度末日の翌日から2箇月以内に開催される定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(総会の開催と招集)

- 第16条 定時総会は、毎事業年度末日の翌日から2箇月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する運営会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき
- 3 総会は、前項第2号の場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 4 理事長が欠けたとき、事故または病気等で総会を招集できない場合は、各理事が招集する。
- 5 第2項第2号の場合を除き、総会を招集する場合は次の決定は理事会の決議によらなければならない。
- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、その当該事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 6 理事長は、第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 7 総会を招集する場合には、会議の日時・場所・目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに運営会員に通知しなければならない。
- 8 理事長は、あらかじめ運営会員の承諾を得たときは、当該運営会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(総会の議長)

- 第17条 総会の議長は、理事長若しくは運営会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき、事故又は病気等で出席できない場合または第16条第2項第2号に基づき臨時総会を開催した場合は、出席した運営会員の内からこれを選出する。

(総会の決議)

- 第18条 総会は、総運営会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、出席した運営会員の有する議決権数の過半数の同意でこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は出席した運営会員の有する議決権数の3分の2以上の同意でこれを決するものとする。
 - (1) 運営会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 合併・事業の全部若しくは一部の譲渡
 - (6) その他法令で定められた事項

(議決権)

第19条 運営会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(総会の権限)

第20条 総会は次の各号を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 運営会員の資格を有しない監事報酬の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 事業報告及び事業報告の附属明細書の承認
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書及びその附属明細書、財産目録の承認
- (6) 当法人の解散及び解散の場合の残余財産の処分の決定
- (7) 会費額の決定
- (8) 次に掲げる規定の制定、改廃
 - ① 会員規約
 - ② 役員報酬規約
- (9) 解散の場合の会費の徴収、清算人の決定
- (10) 運営会員の除名
- (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (12) 理事会において総会に付議した事項
- (13) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(総会の決議の省略)

第21条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は運営会員から提案のあった場合においてその提案に運営会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第22条 運営会員は、代理人に委任しその議決権を行使することができる。この場合において、当該運営会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第23条 書面及び電磁的方法により議決権を行使できる場合には、運営会員は総会の日時の直前の業務終了時まで議決権行使書面に必要事項を記載し、本書面を当法人に提出するものとする。

- 2 前項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した運営会員の議決権に参入する。

(総会の議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 第21条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 総会以外の機関

(役員)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上 10名以内

(2) 監事 1名以上 2名以内

- 2 理事のうち、1名を理事長、1名以上2名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 4 第2項の副理事長、専務理事をもって、一般社団・財団法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第26条 役員は総会において選任及び解任する。

- 2 理事は当法人の運営会員のうちから選任する。ただし、必要があるときは当法人の会員および会員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 監事は当法人の会員のうちから選任する。ただし、必要があるときには当法人の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 4 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。
- 5 監事は当法人の理事若しくは使用人を兼任することは出来ない。
- 6 理事のいずれか1名とその親族ほか特殊の関係にある者の合計数が総理事に占める割合が3分の1を越えてはならない。

(理事の職務)

第27条 理事は理事会を構成し、所務の執行を決定する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、所務を総理する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、業務を分担執行する。
- 4 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、事務局を総括し、所務を処理する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第28条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、また当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為により当法人に少しでも損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求できる。

(監事の義務等)

- 第29条 監事は、理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 2 監事は、総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べなければならない。
 - 3 監事は、前条に規定する場合において、必要あると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を求めることができる。
 - 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
 - 5 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。

(役員任期)

- 第30条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期満了前に退任した役員の前補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任役員の前補欠期間と同一とする。
 - 5 任期満了又は辞任により退任した役員は、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任及び解任)

- 第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 役員は、総会において解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総運営会員の半数以上の出席がある総会にて、議決権の3分の2以上の議決に基づいて行われなければならない。

(顧問及び相談役)

- 第32条 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は、理事長が推薦し、理事会の決議によって選任する。
 - 3 顧問及び相談役は、理事長の諮問に応え、当法人の運営に当たり必要かつ適切な助言を行う。
 - 4 顧問及び相談役は、理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができる。
 - 5 顧問及び相談役は、推薦した理事長の任期と同一とする。
 - 6 顧問及び相談役の辞任及び解任については、第31条の規定を準用する。

(役員報酬等)

- 第33条 役員、顧問及び相談役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、総会の決議によって定める。

(責任の免除)

第34条 当法人は、一般社団・財団法人法第111条第1項で規定する役員の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理 事 会

(理事会の構成)

第35条 当法人に、一般社団・財団法人法上の理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の種類)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(理事会の開催及び招集)

第37条 通常理事会は、理事長が招集し、半期に1回以上、開催する。ただし、理事長が欠けたとき、事故又は病気等により理事会を招集できない場合は、各理事が招集する。

2 臨時理事会は、次の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を臨時理事会とする招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第29条第3項に規定する場合において、監事が必要と認め、理事長に招集の請求があったとき。

(5) 第29条第4項に規定する場合において、監事が招集したとき。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに各理事、各監事、顧問、相談役に対し、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数及び決議)

第39条 理事会は決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席により成立する。

2 理事会の決議は、本定款に別段に定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって行う。

(理事会の権限)

第40条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

(2) 顧問及び相談役の選任及び解職

(3) 会員の入退会及び除名

- (4) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (5) 総会で決する以外の規定の制定、改廃に関する事項
 - (6) 全体および各プロジェクトの事業計画とそれに関わる収支予算の承認
 - (7) 理事の職務の執行の監督
 - (8) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備を言う）
 - (6) 第34条の免除

（理事会の議事録）

- 第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には出席した理事長及び監事が署名または記名押印しなければならない。ただし、理事長が欠けたとき、事故又は病気等により理事会に出席できない場合は、出席した理事及び監事がこれに署名または記名押印しなければならない。

第6章 運 営 委 員 会

（運営委員会の設置）

- 第42条 当法人は、様々な事業や業務の検討、具体的執行のため、運営委員会を設置する。
- 2 運営委員会は、運営会員および進行中の各プロジェクトリーダー等、必要に応じて委員を構成し、統括する委員長と合わせて、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
 - 3 運営委員会は、各事業の内容の共有と実務の執行のため必要な検討を行う。
 - 4 運営委員会は、各理事会において、それ以前に開催された委員会の内容について報告する義務を有する。
 - 5 運営委員会は、各プロジェクトの事業計画および収支予算など理事会の決定を必要とする事項については議案として理事会に上程し、理事会の決議をもって、組織の実質的な運営に当たるものとする。
 - 6 理事会で承認された事業計画のそれぞれの進め方については、運営委員会が全ての権限を持って執行し、その結果または必要ある時は中間で理事会に報告するものとする。

第7章 財 産 ・ 事 業 計 画 等

（財産の構成）

- 第43条 当法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 事業に伴う収入

- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他収入

(財産の管理)

第44条 当法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(会計原則並びに区分)

第45条 当法人の会計は、法令に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(事業計画並びに収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(長期借入金の制限)

第47条 当法人が1年以上の長期借入をする場合は、総運営会員の半数以上の出席の総会において、議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、3号、4号及び6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 公益目的支出計画実施報告書

4 当法人は、第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

第8章 基金

(基金の募集)

第49条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般社団・財団法人法第131条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

(基金の取り扱い)

第50条 基金の募集・割当て・払込み等の手続き、基金の管理及び基金の返還等の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

(基金拋出の権利)

第51条 拋出された基金は、基金拋出者と合意した期日まで返還しない。

(基金返還の手続き)

第52条 基金拋出者に返還する基金の総額について定時総会の決議に基づき、一般社団・財団法人法第141条に規定する限度額の範囲で行うものとする。

第9章 解 散

(解散の事由)

第53条 当法人は次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 組織の組織目的の不達成が確定したとき
- (2) 総会の決議
- (3) 法人の合併
- (4) 会員が欠けたとき
- (5) 法人の破産手続開始
- (6) 解散を命ずる裁判

(法人の継続)

第54条 前条第1号から第2号までの場合においては、総会の決議をもって法人を継続することができる。

(残余財産の帰属等)

第55条 当法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(清算人)

第56条 当法人の解散に関しては、清算人を総会において選任する。

第10章 事 務 局

(事務局の設置等)

第57条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置くことができる。
- 3 事務局職員は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事及び職員の名簿並びに履歴書
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 財産目録
- (5) 役員等の報酬規程
- (6) 事業計画書並びに収支予算書
- (7) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
- (8) 前項の監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

(公告の方法)

第59条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい掲示場に掲示する方法による。

第11章 補 足

(定款に定めのない事項)

第60条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団・財団法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立時の総会で定めるところによる。
- 3 当法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、設立日から平成27年3月31日までとする。

以上、一般社団法人気仙沼市住みよき創造機構設立のためにこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年11月12日